

宜野湾市制施行60周年記念協賛事業承認等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宜野湾市制施行60周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）の承認及び協賛内容に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 協賛事業として承認する事業は、宜野湾市制施行60周年を広く市内外に発信することができる事業で、市民や各種団体、企業等が行う事業を対象とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 特定の個人や団体を対象とするもの
- (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 営利を主たる目的とするもの
- (5) その他協賛事業とすることが不相当であると実施本部長が認めるもの

(実施期間)

第3条 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(協賛内容)

第4条 実施本部長は、協賛事業を実施する団体に対し次に掲げるものを認める。

- (1) 「宜野湾市制施行60周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) 啓発用のぼり旗の使用
- (3) ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用
- (4) 市報及び市ホームページによる周知

(申請、承認手続)

第5条 協賛事業の承認を受けようとする者は、宜野湾市制施行60周年記念協賛事業承認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）により、あらかじめ実施本部長に申請しなければならない。

2 実施本部長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、宜野湾市制施行60周年記念協賛事業承認（不承認）通知書（様式2）により、申請者に結果を通知する。

3 実施本部長は、承認にあたり、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第6条 前条により承認を受けた者が、承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに実施本部長に報告しなければならない。ただし、軽微な

内容の変更については、その限りではない。

(承認の取り消し)

第7条 実施本部長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (2) 承認後に第2条及び第3条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) 実施本部長が特に承認を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、主催者に損害が生じても、実施本部長はその損害の責めを負わない。

(実績報告)

第8条 協賛事業の承認を受けたものは、当該事業終了後速やかに宜野湾市制施行60周年記念事業実施報告書(様式3)により、実施本部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。